

三重県内の中小事業者等の事業継続・事業回復を支援します！

三重県地域経済復活支援金

2022年1月のまん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞等による影響により、特に厳しい状況にある県内の中小法人・個人事業者等の事業継続・事業回復を支援するため、支援金を支給します。

※申請に際しては、申請要項で申請要件等を必ず確認してください。

1 対象事業者

まん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞等による影響を受けた、三重県内の中小法人・個人事業者等

※三重県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人・個人事業者等であること

2 主な支給要件

2022年1月～3月のいずれかの月の売上が、
前年(2021年)、前々年(2020年)又は前々前年(2019年)同月と比べて、
30%以上減少していること

3 支給額

①上限額: **中小法人等30万円、個人事業者等15万円**

②算出式:

支給額 = [(比較年の1～3月の売上合計) - 対象月(※1)の売上×3]
- 国の事業復活支援金の受給(予定)額×3/5(※2)

※1…2022年1月～3月のいずれかの月で比較年の同月比で売上が30%以上減少した月

※2…国の事業復活支援金を受給(予定を含む)した場合

4 留意事項

・国の「事業復活支援金」を併せて利用できます。

「事業復活支援金」ホームページ: https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/

「事業復活支援金」申請相談窓口 TEL:0120-789-140

・2022年1～3月に実施される三重県飲食店時短要請等協力金との併給はできません。

ただし、2022年1～3月のいずれかの月の飲食店時短要請等協力金の受給(見込)額が「3支給額」に1/3を乗じた額を下回る場合、該当月ごとにその差額を支給します。

5 申請受付

2022年**3月2日(水)**から**6月15日(水)**(消印有効)

(電子申請の場合) 以下の電子申請フォームから申請してください

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nipi-leqeqh-6be70085cfc667ed4edfa88484b9c62a>

(郵送の場合) 封筒オモテ面に「**申請書在中**」と記載のうえ、下記の宛先まで送付してください
〒514-8799 津中央郵便局留 三重県地域経済復活支援金 事務局 宛

電子申請は
こちらから→



6 申請に必要な書類

- ・ 三重県HPに掲載している申請要項を必ず熟読のうえ、必要書類を整え提出してください
- ・ 申請には、申請要項に定める申請書、支給申請額計算書、誓約書等のほかに、次の書類が必要です

① 売上台帳等	2022年1月～3月のいずれかの月(対象月)の売上額がわかる売上台帳等の写し
② 確定申告書の写し	比較年(2019年、2020年、2021年のいずれかの年)の「法人税の申告書(別表一)」「法人事業概況説明書」(法人)、「所得税の申告書B(第一表)」「所得税青色申告決算書(1, 2ページ)」(個人) の写し
③ 店舗又は事業所等の写真 <対象月の売上が0円の場合>	営業実態が確認できる、外観・内観写真
④ 本人確認ができる書類又は 履歴事項全部証明書	運転免許証の写しなど顔写真付きのもの(個人) 履歴事項全部証明書(法人) 等
⑤ 通帳の写し	通帳のオモテ面と1・2ページ目の口座番号や口座名義人がわかるページ

※ このほかにも申請書類が追加で必要な場合がありますので、申請の際には必ず三重県HPの申請要項をご確認ください

7 申請要項等の入手方法

次のいずれかの方法で入手してください

① 三重県庁のホームページからダウンロード

(https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00041.htm)

三重県 地域経済 復活 支援金

検索

申請要項掲載
ホームページ



② 郵送にて請求(請求先)

〒514-8799

津中央郵便局留

三重県地域経済復活支援金 事務局 宛 ※ 6月8日(水)到着分まで

※ 封筒オモテ面に「申請書請求」とご記載ください

※ 返信先を記入し、250円分の切手を貼り付けた返信用封筒(角型2号)を同封してください

※ 料金が不足する場合、返信できませんので、ご注意ください

8 三重県地域経済復活支援金 相談窓口

本支援金に関するご質問等は、次の相談窓口にお問い合わせください

電話番号: 059-224-2838

受付時間: 9時から17時

開設期間: 3月2日(水)～6月30日(木) ※土日祝を除く